

平成30年度第1回大阪府環境審議会会議録

開 催 日 平成30年6月28日

開 催 場 所 プリムローズ大阪 2階 「鳳凰（東）」

平成30年度第1回大阪府環境審議会

平成30年6月28日

司会（長浜主査） 定刻になりましたので、ただいまから平成30年度第1回大阪府環境審議会を開催させていただきます。

本日の司会を務めさせていただきます、環境農林水産部エネルギー政策課の長浜でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様方には、お忙しい中ご出席いただきましてまことにありがとうございます。

それでは、会議に先立ちまして、環境農林水産部長の竹柴からご挨拶申し上げます。

竹柴環境農林水産部長 大阪府環境農林水産部長の竹柴でございます。

委員の皆様方には、ご多忙のところご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、平素より環境行政をはじめ、府政の各般にわたりご支援とご協力を賜っておりますこと、重ねてお礼を申し上げます。

開会のご挨拶に先立ちまして、去る6月18日に発生いたしました大阪府北部を震源といたします地震により、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された全ての皆様に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。大阪府としまして、関係自治体や関連機関とともに、被災者の方々の支援でありますとか、復旧、復興に懸命に取り組んでまいりますので、皆様方におかれましても、引き続きご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

さて本日の議事でございますが、審議事項が2件と報告事項が5件となっております。限られた時間内に多くの項目となり恐縮でございますが、よろしくお願い申し上げます。

審議事項のうち1件目は、会長の選任でございます。2件目といたしまして、大阪21世紀の新環境総合計画の改定でございます。環境総合計画につきましては、昨年12月のこの審議会におけるご審議を踏まえまして、この3月に改定をいたしました。その改定事項についてご報告いたしますとともに、国連総会で採択された持続可能な開発目標、いわゆるSDGsでございますが、こ

のSDGsの計画への反映につきまして、事務局から提案をさせていただく予定でございますので、この点につきましてご審議をお願い申し上げます。

その他、各部会でご審議をいただいたことなどにつきまして、ご報告いただく予定となっております。各部会におかれましては、限られた時間の中、精力的にご検討いただき、取りまとめをいただきました。まことにありがとうございます。委員の皆様方におかれましては、忌憚のないご意見、ご提言をいただきますようお願いを申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

司会（長浜主査） 次に、資料の確認をさせていただきます。お手元に配席表、大阪府環境審議会委員名簿、大阪府環境審議会条例、出席確認票をお配りしております。そのほかの資料につきましては事前にお送りしているとおりでございます。議事次第の裏面には資料一覧がございます。資料の不足等がございましたら、事務局にお申し出いただければと思います。

なお、出席確認票につきましては、学識経験者と府議会議員の委員の皆様のみお配りしております。報酬等の支出の手続が必要な委員の皆様におかれましては、ご出席が確認できる書類が必要でございますので、大変お手数ですがお名前をご記入いただき、お帰りの際、お席に置いたままにさせていただくようお願いいたします。

続きまして、委員のご紹介をさせていただきます。

まず、学識経験のある者としてご就任いただきました委員の紹介からさせていただきます。

なお、条例第2条第2項の規定により、学識経験のある者とする委員の任期が2年のため、放送大学の平田委員を除く全ての当該委員は、本年6月1日付で新たに本審議会委員にご就任いただいておりますが、時間の関係上、本年5月31日までご就任いただいております委員のご紹介は省略させていただきます。

では、ご紹介させていただきます。

都市の緑化の専門家でいらっしゃるサステイナブルeの遠藤委員でございます。

遠藤委員 お願いします。

司会（長浜主査） J A大阪女性協議会の大屋委員でございます。

大屋委員 大屋です。よろしくお願いいたします。

司会（長浜主査） 関西大学の河井委員でございます。

河井委員 河井でございます。

司会（長浜主査） 関西学院大学の阪委員でございます。

阪委員 よろしくお願いいいたします。

司会（長浜主査） また、本日ご欠席でございますが、日本労働組合総連合会の永野委員にもご就任いただいております。

続きまして、府議会議員の委員のご紹介をさせていただきます。

中野委員でございます。

中野委員 よろしくお願いいいたします。

司会（長浜主査） 中谷委員でございます。

中谷委員 こんにちは。よろしくお願いいたします。

司会（長浜主査） 山本委員でございます。

山本委員 こんにちは。どうぞよろしくお願いいたします。

司会（長浜主査） 原田委員でございます。

原田委員 よろしくお願いたします。

司会（長浜主査） 富山委員におかれましては、おそらく遅れてご到着されると思います。

また、本日ご欠席でございますけれども、川岡委員にもご就任いただいております。

市町村長の委員、臨時委員及び幹事の委員の皆様につきましては、時間の関係上、省略させていただきます。

全ての委員及び幹事の皆様につきましては、お手元にお配りしております配席表にお名前を記しておりますので、そちらをご参照いただきたいと思います。

なお、本日の出席委員でございますが、委員定数43名のうち現時点で29名の方のご出席をいただいておりますので、大阪府環境審議会条例第5条第2項の規定によりまして、本審議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、ただいまから議事に入りたいと存じます。

条例第5条第1項の規定により、本審議会の会長が議長となるとしてございますが、現時点では会長不在のため、会長が選任され、会長代理が指名されるまでの間、事務局で進行させていただきますので、ご協力よろしく願いいたします。

では、本審議会の会長の選任をいただきたく、お願い申し上げます。

会長の選任につきましては、条例第4条第1項の規定により、学識経験のある者としてご就任いただいております委員の皆様のうちから、選挙で定めていただく必要がございます。

それでは、皆様にお諮りしたいと存じます。どなたかご推薦ございますでしょうか。

又野委員、どうぞ。

又野委員 平成28年6月から環境審議会の会長をお務めいただいております。またご経験やご見識からも、大阪府立大学の石井副学長にぜひ会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

司会（長浜主査） ただいま又野委員から石井委員のご推薦をいただきましたが、皆様いかがでしょうか。

（出席者賛同）

司会（長浜主査） ありがとうございます。それでは、石井委員に会長をお願いしたいと存じます。石井委員には、お手数ですが、会長席の方にお移りいただきますよう、よろしく願いいたします。

会長の方から一言お願いいたします。

石井会長 皆さん、こんにちは。ただいま会長の任を仰せつかりました大阪府立大学の石井でございます。どうぞよろしくお願い致します。

2年前に会長を引き受けるときに、長くこの審議会の委員をやっているのですが、卒業演習のつもりでやらせていただきたいというふうなことを言ったんですけど、2年間で単位がとれなかったということで、再履修のつもりで頑張りたいと思います。よろしくお願い致します。

今日の審議事項にもなっていますが、大阪府では、大阪21世紀の新環境総合計画を2010年に策定されております。2020年までの10年間ということなので、あと2年です。私のこの会長の2年というのが仕上げの年に

なるのかなというふうに思っていますので、その意味で頑張りたいと思います。
皆様方のお力添えをいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

司会（長浜主査） ありがとうございます。

続きまして、条例第4条第3項の規定により、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその責務を代理するとしておりますので、石井会長に会長代理の指名をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

石井会長 ありがとうございます。私といたしましては、やはり長く委員をお務めいただいております大阪市立大学の益田晴恵先生を、前期も副会長を務めていただきまして、本日はたまたまご欠席ということですが、指名させていただきますので、ご了解いただければと思います。事務局の方からご連絡をお願いいたします。

それから、条例の第6条第3項に規定する部会に属する委員、それから同条第4項に規定する部会長の指名につきましては、少しお時間をいただきたいと思います。後日、私の方で決めまして事務局の方に伝えさせていただきたいと思いますので、事務局より委員の皆様にお伝えくださるようお願いいたします。

司会（長浜主査） 承知いたしました。お伝えさせていただきます。

それでは、これ以降の議事につきましては、石井会長をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

石井会長 それでは、議事を進行させていただきますので、ご協力どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、審議事項の2番目でございます。大阪21世紀の新環境総合計画の改定についてということで、事務局からの提案でございます。

それでは、事務局から、ご説明をお願いいたします。

下村環境農林水産部副理事 環境農林水産部で副理事をしております下村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私から、今回の議題の大阪21世紀の新環境総合計画の改定についてご説明申し上げます。失礼して、着席して説明させていただきます。

皆様お手元の資料の資料1-1、それから資料1-2、それから資料1-3、この3種類の資料をもとにご説明をさせていただきます。

まず、資料1-1をご覧ください。今回の内容で大きく分けて2つございま

す。冒頭の部長のご挨拶にもありましたように、前年度の改定の概要、1.の部分、これは報告事項でございます。それから、2.の今回の改定に至る経緯と改定の目的、この部分からが審議事項という形になります。この大阪21世紀の新環境総合計画、先ほど会長からもお話がありましたように、2010年、平成23年3月に策定をいたしまして、2020年までの10年間の計画でございます。この計画の中には、3年ごとに複数年サイクルの点検評価をするということで、まずは前年度の改定は、この複数年サイクルの点検評価の結果でございます。

まず、1.から説明をさせていただきます。複数年サイクルの点検評価を昨年度行いまして、審議会から以下のようなご意見がございました。各施策の効果がより一層高まるよう、施策事業の方向性や内容、工程について見直しを検討すること、もう1点が、気候変動の影響への適用の基本的方向性を盛り込むなどの改定を行った大阪府地球温暖化対策実行計画区域施策編をはじめ、各種計画等と整合を図ることというご意見でございました。

これを受けまして、事務局の方で、各種計画等との整合のほか、食品ロス削減に係る内容の追記、生物多様性に係る現在の取組内容などの追記を行って、今年の3月に改定をいたしたところでございます。具体的な内容としましては、1-3の新環境総合計画をご覧ください。

まず5ページ目でございます。下にページ番号5ページと振っております低炭素・省エネルギー社会の構築で、下から2つ目、気候変動の影響への適用の推進というのが前回、これまでの計画より少し中身を変えてございます。

それから、次の7ページをご覧ください。この中の、これは資源循環型社会の構築という部分で、主な施策、ピンク色の部分でございますが、消費のところに、「食品ロスの削減に向けた取組みや」という文言を追記してございます。

ほかにも、9ページの生物多様性、その次のページのところにも若干追記をした部分がございます。それから、15ページをご覧ください。魅力と活力ある快適な地域づくりの推進の右側の歴史的、文化的環境の形成のところ、百舌鳥古市古墳群について、平成29年度の世界文化遺産推薦候補に選定されたことといった文言も追記してございます。

簡単でございますが、複数年サイクルの点検評価結果に基づきました環境総

合計画の改定の内容についてご説明をさせていただきました。

続きまして、2.今回のご審議をいただきたい部分でございます。SDGsに関することでございます。先ほど冒頭の部長からのご挨拶にもありましたように、この資料にもあります2015年9月に国連総会で持続可能な開発目標SDGsが採択をされました。現在はもとより未来の世代のためにも、環境、経済、社会の調和を目指す2030年までの国際目標でございます。これは、それまでの目標とは違って、発展途上国だけではなく、先進国自身も取り組むとされた内容でございます。持続可能な世界を実現するため、17のゴールと169のターゲットから構成をされております。この資料1ページめくっていただいた3ページ目に、SDGsの17の目標の一覧表を掲げております。それぞれにカラフルなマークがついてございまして、ちょうど会長の席の後ろに旗が17本並べてございます。これがSDGsの目標、17の目標の色と。ちょっと旗は全部英語で書いていますけど、資料の方は日本語訳をしたものでございます。

それから、4ページから11ページにかけて、169のターゲットを載せています。目標の例えば1、これはあらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせるという部分について、1.1から1.5、それから1.Aと1.Bという合計で7つのターゲットがございます。順番に説明すると時間がかかりますので、省略させていただきますが、17の目標全てにおいて、合計で169のターゲットがあるというものでございます。

資料1-1の1ページ目に戻っていただきまして、大阪府におきましては、本年の4月2日に大阪府SDGs推進本部を設置いたしました。全庁一丸となってSDGsの推進を図り、SDGsの先進都市を目指すということで取組みを進めているところでございます。内容につきましては、下に書いてございますSDGsの理念の理解促進、SDGs推進に向けた具体的取組・方向性の検討、そして、各部局の取組みを通じたSDGsの推進ということでございます。このSDGsの推進の具体例として、既存事業にSDGsの観点を反映したり、各種行政計画等にこのSDGsの観点を反映するなどが挙げられているものでございます。

環境農林水産部の環境総合計画という環境のトータルの計画にも今回位置づ

けたいというものでございます。

また、下から2つ目の丸にありますように、これは国の第5次環境基本計画が、本年4月17日に閣議決定されました。この第5次環境基本計画におきましても、SDGsの考え方を活用し、環境、経済、社会の統合的向上の具体化を進めることが重要と明記されてございます。

私どもの大阪21世紀の新環境総合計画におきましては、持続可能な経済システムを目指すということで、SDGsの考えと、本計画との理念が一致するものと考えてございます。この大阪21世紀の環境総合計画の理念につきましては、資料1-3の2ページをご覧ください。

計画の枠組みと主体構成という部分の資料の右半分には、持続可能な経済社会システムを目指してということで、環境総合計画では、府民の参加・行動、低炭素・省エネルギーの社会の構築など、さまざまな施策の方向性を記載してございます。この施策推進に当たっての視点として、一番下に、持続可能な環境、経済、社会の実現に向けて、あらゆる分野への環境の視点を組み込み、地域主権の確立、広域連携の推進といったような文言も入ってございます。

こういったことから、SDGsの理念と本計画の理念が一致するものではないかと考えてございます。

資料1-1の2ページをご覧ください。これまで申し上げました社会的状況等を踏まえまして、現在実施している大阪府の環境施策と、SDGsとの関係性について、今回新たに整理いたしました。各施策事業は、SDGsのどのような目標、17のうちのどれに結びつくのか、あるいは成果、アウトカムに結びついていくのか、引いては、どのような国際的な課題の解決に寄与するかといったことを明らかにすることによりまして、行政側の意識改革、SDGsに対する府民理解の促進といった効果を期待し、今回改定をしたいというものでございます。

したがって、計画そのものの内容につきましては、この30年、今年の3月に複数年サイクルの改定を行ったところでございますので、変更せず、このSDGsとの関係性についてお諮りをするものでございます。

改定に係る考え方でございます。改定に係る考え方につきましては、資料1-2をご覧ください。A4横の資料でございます。この資料で、1章の府民の

参加・行動、次のページを見ていただくと、2-1で、低炭素・省エネルギー社会の構築、その次のページが、2-2の資源循環型社会の構築と順番に並んでおります。それぞれの環境総合計画の記載の施策の方向ごとに、この事業例と関連するターゲット、169のターゲットのうち、どれと関係するのかという整理を行ってございます。それらをもとに、分野ごとに関連するゴール、目標を掲げております。例えば1の府民参加の行動、1ページ目でございます。この施策の方向としては、環境配慮行動の拡大に向けたさまざまな取組みを進めていく1つとして、効果的な情報発信、ホームページとか、大阪府の環境白書などを発行してございます。これに関連するターゲットとして、4.7、全ての学習者が持続可能な開発に係る知識及び技能を習得、12.8の持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つということに、関連するのではないかとということで、この①でいえば、関連するゴールとしては、4と12という形になります。

こういった形で、順番に整理してございます。

2ページをご覧ください。低炭素・省エネルギー社会の構築という部分でございまして、①から順番に並んでございます。例えば①の家庭、産業、業務、運輸、交通の低炭素化に向けた取組みの推進ということで、省エネセミナーの開催講演、家庭の省エネ・エコライフスタイル推進強化事業などがございます。これらが7.3のエネルギー効率の改善率を倍増させるとか、12.8の持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つなど、4つほどのターゲットに該当するのではないかとということで、これでいけば、ゴールの7、12、13、14という4つのゴールに関連するという形になります。

こういった形で、全てを紹介していくと時間がかかりますので、省略させていただきますが、全ての項目につきまして、事業例とターゲットを結びつけ、それに関連するゴールというのを並べたものでございます。

資料1-3をご覧ください。こういう検討を行いまして、今回改正案を作成いたしました。SDGsとの関係性を整理したいという部分で、まず開いていただいた「はじめに」の部分でございます。「はじめに」の前段部分は、前回からそのままですけれども、一番下になお書きとして、本計画の期間中である20

15年云々という部分を追記してございます。それから、資料の1ページのところの右下でございます。SDGsについてということで、このSDGsの17のゴールのマークとSDGsの解説を入れてございます。

それから、3ページから15ページの部分ですけども、右肩に先ほど1-2でありましたように、関連するゴールを右肩にマークを入れてございます。3ページですと、4、12、17のマークを入れてございます。これが順番に続きまして、あと18ページをご覧ください。計画の効果的な推進というところの右側、点検評価分野・施策というところに、施策ナンバーごとに関連するSDGs、分野ごとのSDGsのマーク一覧というのを掲げてございます。

以上が今回追記したいという部分でございます。

なおゴール4とゴール17、これは教育とパートナーシップでございますが、これは全分野に関連することから、深く関わる一章の府民の参加・行動の分野にのみ記載をしてございます。今回の改定につきましては、現行の府の環境施策との関係整理だけにとどめるものでございますが、次期環境総合計画の策定に当たりましては、SDGsの目標等との整合性、どういう関連があるのかなど、もう少し深掘りをしていくことが必要かなと考えてございまして、SDGsの考え方を踏まえて、部会を含めていろいろ議論をしていただきたいと思いますと考えてございます。

今回、ターゲットやゴールとの関連を整理する際に、もう少し細かく、各事業がどういうターゲットに関係しているのか、マッピングを行いました。これは、現事業に関してのマッピングでございます。この事業マッピングをしたことによって、どういう部分が抜けているのかということが、また今後明らかになってくるかなと思っています。事業マッピングをした後、今度その抜けた部分をどうしていくのかという検討材料にもなっていくと思っていますし、次期環境総合計画の検討の際にも、こういった観点を踏まえて、まずは府内部で議論を進めてまいりたいと考えてございます。

私からの説明は以上でございます。

石井会長 どうもご説明ありがとうございました。

2つ目の議題ですけれども、この3月に少し修正をしていただいた内容のご説明と、その後、国連のSDGsをこの総合計画のこれに当てはめたら、こん

なふうになるということで、新しく改定したいということでございます。今日は資料1-3の表紙のところに、平成30年何月改定のところが抜けていますけれども、これについてご審議いただき、ご了解いただければ、ここに数字が入るといふことになると思います。

それでは、ただいまのご説明ですけれども、ご意見、ご質問等あったらお願いいたします。いかがでしょうか。

私の方から少し、発言よろしいでしょうか。資料1-3の9ページのところをご覧くださいませでしょうか。私の専門は動物生態で、生物多様性分野に関わっていますので、ちょっとこの分野のアピールをしたいと思います。特に何か修正とかそういうことではございませんけれども、生物多様性の府民認知度を70%以上にするという10年間の目標を設定しています。私は、この総合計画の策定にも関わっているのですが、この70%目標について、当時は楽勝だと考えていたのですが、全然進んでおりません。昨年秋の府民アンケートによりますと、生物多様性という言葉を知っている府民の割合は、わずか3割なんです。あと2年間で70%を達成できるのか、とても心配しています。ここにいらっしゃる皆さんは、全員ご存じと思うんですけれども、この目標達成は、なかなかハードルが高いなと思っています。皆さんにもぜひご協力いただきたいと思い、お願いしておきます。

もう1つですが、右下の方に、ヒアリの写真が載っています。このヒアリはとても有名です。外来種の例を使いながら、生物多様性の府民認知度を上げるというのはちょっと卑怯な手かもしれませんが、私はよい手だと思っています。大阪の外来種について、もう1つアピールしておきたいことがございます。実は大阪府に2015年、新たに、とても危ない外来種が入ってしまいました。クビアカツヤカミキリというんですけれども、桜の幹に幼虫が入ってしまうことによって、桜が枯れてしまうという、大変やっかいな外来種です。現在、堺市、大阪狭山市、富田林市、羽曳野市、河内長野市などで被害が確認されています。何としても、大和川より北に行かせないようにしたいというふうに思っています。それで、大阪府立環境農林水産総合研究所も頑張っていたいただいておりまして、この害虫をどうにかしようというふうにしております。ちょうど今ごろ成虫が出始める頃です。皆さんよかったですら、桜を見るときに、上を見ずに、

根元を見ていただきたいと思います。この幼虫は、うどんのような形状の木くずとふんが混じった長細いたくさんのふんをするのですが、それが木から出てきます。これはフラスと呼ばれるものですが、これを見たら、ぜひとも大阪府立環境農林水産総合研究所に連絡していただければと思っています。例えば、造幣局の桜の通り抜けの桜は、とても重要な府民の資源ですけれども、この桜も全部枯れてしまう可能性もあります。クビアカツヤカミキリは体長4cmくらいはかなり大型のカミキリです。この害虫の被害拡大を何としてでも食い止めたいと思っております、できればこの資料のヒアリのうあたりに、クビアカツヤカミキリの写真も載せていただきたいと思います。

それでは、本題に戻ります。この資料1－3を中心に、今回の改定内容につきまして、ご意見賜ればと思います。いかがでしょうか。

SDGsというのは、2015年に国連で採択されてから、いろいろな分野で多分お聞きになっているのではないかと思います。私は現在、中央環境審議委員ですが、この春の議論で、第5次環境基本計画の中にこの考え方を取り入れ、施策を再整理しています。本府の環境総合計画も同じような考え方で、SDGsの17項目と169の細目で分類していこうということです。これまでのように、温暖化は温暖化、生物多様性は生物多様性という単純な課題整理ではなく、全て経済とか福祉とか社会的な視点も入れて、まとめていこうという考え方ですので、特に大きなご異議はないのではないかと思います。細かい分類につきましては見直しも必要かもしれないですけれども、基本的にこのような形で、SDGsを盛り込んだ形で総合計画を改定させていただきたいというご提案でございます。よろしいでしょうか。

では、この案を審議会の計画案とするということで、よろしいでしょうか。

(出席者賛同)

石井会長 異議ございませんね。ありがとうございます。お認めいただいたこととさせていただきます。

本日の審議事項は、ここまででございます、続きまして、報告事項に移らせていただきたいと思います。

本日は部会でご審議、ご決議いただいた報告事項5件を続けてさせていただきたいと思います。本審議会の通例では、部会長からご報告いただいていると

ころですけれども、まだ部会長を指名していませんので、報告の取りまとめ時の部会長、あるいは部会長代理の方からご報告をお願いしたいというふうに思っています。

では、最初の報告事項1でございます。温泉法に基づく温泉掘削等許可につきまして、三田村委員からご報告をお願いいたします。よろしく申し上げます。

三田村委員 三田村でございます。温泉部会の部会長代理を務めておりました。本日、益田部会長が欠席ということで、代理で報告させていただきます。

温泉部会は、平成30年2月13日に開催いたしました。その結果について報告いたします。資料2をご覧いただきたいと思っております。

平成29年度の第2回温泉部会では、知事から諮問のありました温泉掘削許可申請1件につきまして審議をいたしました。温泉掘削許可申請につきましては、既存の温泉への影響など、温泉の保護という観点から、申請地の地質の状況、掘削深度などについて審議いたしました結果、許可することに支障なしと決議いたしました。

以上です。

石井会長 どうもありがとうございました。資料2に基づきまして、1件を認めるというご報告でございます。何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、三田村委員、どうもありがとうございました。

続きまして、報告事項の2でございます。平成30年度公共用水域及び地下水の水質測定計画ということで、この部分は岸本委員からご報告いただきたいと思います。それでは、よろしく申し上げます。

岸本委員 5月まで部会長をしておりました岸本でございます。さっそく報告させていただきます。

まず、資料3-1をご覧ください。平成30年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について、平成30年1月29日に知事から諮問がございまして、平成30年度の公共用水域及び地下水の水質測定計画について同日に水質部会を開催いたしまして、審議を行いました。大阪府環境審議会条例及び大阪府環境審議会水質部会運営要領によりまして、この部会の決議を本審議会の決議としまして、同日付で答申を行いましたので、その審議の内容につきまして報告

をさせていただきます。

資料3-2は、計画の本体ということになってございますが、その概要版として、資料3-3をご用意させていただいておりますので、こちらを使って、概要を説明させていただきたいと思っております。

それでは、資料3-3の1つ目ですが、平成30年度測定計画についてでございます。この公共用水域の常時監視の新たな効率化及び重点化についての基本的な考え方における効率化及び重点化のフローというものがございまして、それに基づきまして、過去5年間の測定データを検証するなどの検討を行いまして、測定地点ごとに測定回数等の変更を行いました。その概要を2番の公共用水域及び3番の地下水のところにまとめさせていただいております。

まず、2番の公共用水域でございますけれども、河川につきましては、利水状況を考慮しつつ、また海域につきましては、地形や潮流等を考慮いたしまして、汚濁状況を総合的に把握できるように設定しております。平成30年度の測定地点数につきましては、河川が、100河川、139地点、海域につきましては、22地点となっております。また、底質につきましては、河川が50地点、海域が15地点ということになっております。また、測定回数等の変更はございますが、地点数及び地点につきましては、変更がないということでございます。次のページの図1に、それぞれの測定地点の場所がプロットされてございます。

続きまして、測定項目でございますが、人の健康の保護に関する項目などにつきまして、3ページの表1に設定させていただいております。地点により測定する項目数が異なりますが、健康項目、生活環境項目等につきまして、河川は概ね90項目、海域につきましては概ね60項目となっております。

それから、4ページの表2に測定回数をまとめております。この表に記載しております測定回数を原則といたしまして、測定地点ごとに過去の検出状況、利水状況等を考慮いたしまして、実際の測定回数を設定させていただいております。

それでは、1ページにお戻りいただきまして、3番の地下水の説明をさせていただきます。そこに書いてございますように、3種類の調査を行っています。1つ目が、府域の全体的な地下水の水質状況を把握するために行われる概況調

査、2つ目が、概況調査等で新たに発見された汚染についての原因究明等を行うための汚染井戸周辺地区調査、それから、汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染地域を監視するための継続監視調査という、この3種類の調査でございます。

測定地点につきましては、概況調査は毎年地点の見直しを行いまして、継続監視調査につきましては、地点の追加とか終了により、地点数が増減するようになっております。平成30年度につきましては、概況調査が75地点、継続監視調査が139地点になっております。実は、この139地点というのは、この部会で検討した1月29日の時点でのものございまして、その後、平成29年度末の段階で、継続監視調査のうちの8地点につきましては、終了基準を満足する結果が得られたということで、実際には平成30年度は131地点という形になると伺っております。

それから、測定項目につきましては、概況調査につきましては、環境基準項目でありますカドミウムなどの28項目、それから気温等の一般項目が6項目という形で測定をしております。

また、測定回数は概況調査及び継続監視調査については、各測定地点において、原則として年1回以上というふうに設定をしております。

以上のとおり、水質部会における審議の結果、資料3-2の冊子にあるような形で、平成30年度の公共用水域及び地下水の水質測定計画を承認いたしました。

続きまして、5ページから公共用水域における水質の現況ということをもとめていただいておりますので、ご紹介させていただきたいと思っております。平成29年度の公共用水域及び地下水の測定結果につきましては、現在、大阪府において関係機関の調査分も含めまして取りまとめを行っております、例年8月ごろに公表予定という形になっております。ここでは、その測定結果の一部を速報値としてご説明させていただきます。

まず、河川の代表的な汚濁指標でありますBODでございますけれども、その環境基準に係る類型別の達成状況を表1にまとめさせていただいております。環境基準の達成率は、長期的には改善傾向にございまして、平成29年度の達成率は、速報値として95.1%となる見込みと伺っております。

また、図1には、府内の主要河川のBOD濃度の経年変化をお示ししています。いずれの河川も改善もしくは横ばいの傾向で推移しているということがわかりいただけると思います。

続きまして、最終ページをご覧ください。表2に、海域の代表的な指標でありますCODの大阪湾における環境基準の達成状況をお示ししています。大阪湾全体の評価は、兵庫県の測定地点とあわせて行うことになっておりますので、平成28年度までのデータを掲載させていただいております。平成28年度でございますが、前年度に引き続きまして、大阪湾（5）の地点の水域の環境基準が全地点において達成できたということによりまして、達成率は75%となっております。なお、平成29年度の達成率の速報値としては、66.7%となる見込みとなっております。これは1水域、達成できていない見込みでございます。その1水域の減少で、75から66.7までパーセンテージが下がってしまうということでございます。

また、図2には、大阪府の測定地点におけるCOD濃度の推移をお示ししています。近年、穏やかな減少もしくは横ばい傾向になっているということが見てとれると思います。

今回は、平成29年度のデータの一部をご紹介いたしましたが、29年度の結果につきましては、大阪府で引き続き公表に向けて取りまとめいただきますよう、よろしく願いいたします。

以上、平成30年度公共用水域及び地下水の水質測定計画の概要につきましては、報告でございます。よろしく願いいたします。

石井会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご報告でございますけれども、ご意見等あればお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

私の素朴な質問になりますが、河川はBODを使い、海洋はCODを使う理由を教えてくださいませんか。

岸本委員 BODというのは、好气的条件下で、好気性細菌が分解できる有機物をはかります。CODは、化学的な薬剤を使って、その薬剤の消費量を酸素量に換算して表示している。単位はどちらも同じ mg-O_2 （酸素）／Lという単位です。なぜこのようになっているかということ、最近、底層DOが

環境基準に入ったりしてきているのですが、要は溶存酸素が、水生生物にとってはクリティカルに影響があるということで、汚濁を評価する上でのキーポイントになっています。河川の場合、汚濁物が出てから、比較的短時間の間に海域まで流れていってしまうということで、河川に汚濁物がとどまっている間に、汚濁物がどれくらい酸素を消費するかというところで評価をしようということになっています。この場合、どうしても短時間でございますので、微生物による呼吸とか微生物が速やかに分解できる有機物で評価をすればいいだろうという考え方をとっておきまして、BODではかることとしています。一方、大阪湾のような閉鎖性水域になりますと、一旦入ってきた汚濁物が底質にたまりながら、長時間その中で滞留することが想定されます。すると、バクテリアが食べやすい有機物以外の分解性の悪いものも、長時間経つとやはり分解されて酸素を消費するだろうということで、バクテリアがすぐに食べられる有機物以外に、分解性の悪い有機物も含めて、全有機物量で評価をすることが望ましいと考えられておきまして、そのために、大阪湾や内陸であれば琵琶湖のような閉鎖性水域につきましては、CODではかることとしています。

石井会長 どうもありがとうございます。

他に、よろしいでしょうか。

では、続きまして、報告事項の3番目でございます。亜鉛の排水基準に係る経過措置ということで、こちらも岸本委員からお願いいたします。

岸本委員 それでは、引き続きまして、亜鉛の排水基準に係る経過措置につきまして、資料4を見ながら説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料4-1をご覧ください。平成29年11月2日に知事から諮問がございまして、亜鉛の排水基準に係る経過措置について、平成29年11月2日及び平成30年1月29日に水質部会を開催いたしまして、審議を行いました。こちらも大阪府環境審議会条例及び大阪府環境審議会水質部会運営要領の規定によりまして、同部会の決議を本審議会の決議として、平成30年1月29日に答申を行いましたので、その審議内容につきまして報告をさせていただきます。

答申の本体は、資料4-2にございますが、こちらも、資料4-3に概要をまとめさせていただいておりますので、その概要版で説明をさせていただきます。

と思います。大阪府におきましては、水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例、いわゆる上乗せ条例によりまして、公共用水域に排水を排出する法対象事業場、これを特定事業場といたしますが、特定事業場に対しまして、生活環境項目や有害物質に係る排水基準を定めています。また、生活環境項目のうち、亜鉛につきましては、同条例に基づく一般排水基準を直ちに遵守することが技術的に困難な電気めっき業に属する事業場につきまして、経過措置として、暫定排水基準を定めております。この暫定排水基準が、平成30年3月31日をもって適用期限を迎えることから、知事から諮問を受けまして、水質部会において審議を行いました。

2の亜鉛に係る一般排水基準につきまして、日平均排水量が50m³の以上の特定事業場に対して、5mg/L以下という排水基準が当初、水質汚濁防止法に基づき定められておりました。府では、上乗せ条例によりまして、日平均排水量30m³以上の特定事業場を対象を広げるとともに、生活環境保全条例によりまして、届出事業場に対しても、日平均排水量が30m³以上のものにつきましては、法と同じ排水基準を適用するようにしております。

平成18年12月に水質汚濁防止法の排水基準が2mg/L以下に強化されまして、それを受けて、平成20年4月に上乗せ条例、それから、生活環境保全条例の排水基準も2mg/L以下に強化しております。

ということで、現在の法条例の排水基準は、表1にまとめておりますように、全て2mg/L以下となっております。

次に、3の囲みの部分でございますが、亜鉛に係る暫定排水基準につきましては、亜鉛を主に扱う業種において、原材料使用量の低減や代替品導入などがなかなか困難であるという問題があること、それから、pH管理等の排水処理がなかなか困難であるというような特徴がございます。そのために、水質汚濁防止法は、平成18年12月から、上乗せ条例においては、平成20年4月から、排水基準を直ちに遵守することが技術的に困難な業種の事業場に対しまして、経過措置として、期間を定めて暫定排水基準を適用して、5年ごとに見直しが行われてきています。現在の暫定排水基準の適用状況を表2にまとめております。法律において現在暫定排水基準を適用しているのは、金属工業、電気めっき業、下水道業の3業種となっておりますが、上乗せ条例におきましては、

法の暫定排水基準が設定されている業種の府域における実態を勘案して検討しました結果、当初から府域に存在しない金属工業及び下水道業の2業種につきましては除いて、実際に府内に存在している電気めっき業のみ、暫定排水基準を設定しているということでございます。

なお、生活環境保全条例の届出事業場につきましては、亜鉛の排水基準を遵守できると見込まれたために、暫定排水基準を設定しておりません。

今回、上乘せ条例によって電気めっき業に適用されている暫定排水基準について、府域の公共用水域における亜鉛の検出状況、事業場の排水実態等を踏まえまして、審議を行いました。

府域の公共用水域及び事業場排水の状況について、4の囲みの部分をご覧ください。府域の公共用水域における亜鉛の環境基準の達成状況を表3にまとめております。亜鉛の環境基準は、水生生物の生息状況に応じた類型と類型ごとの基準値が設定されておきまして、国及び府が河川や海域の類型指定を行っています。

河川の生物A類型及び生物B類型は、いずれも環境基準値は0.03mg/Lになっていますが、生物A類型の9地点につきましては、平成24年度以降、全ての地点において、環境基準を達成しています。生物B類型の65地点につきましては、環境基準の達成率は92.3から96.9%の範囲にございまして、同時期の全国の環境基準達成率96.4から96.6%と比較しましても、大きな差はない、同等のレベルにあるということでございます。

海域につきましては、平成25年度以降、順次類型指定がされてきていますが、いずれの地点におきましても、環境基準を達成しています。

次に、事業場排水につきましては、亜鉛の暫定排水基準が適用される全8事業場のうち、6つの事業場で一般排水基準値の超過が、またそのうち3事業場では、暫定排水基準値の超過が確認されています。暫定排水基準の5mg/Lの超過につきまして、それぞれの状況を検討しました結果、全て一時的な排水処理のトラブルによるものでございまして、その後改善指導を行った結果、5mg/Lを超えるものは出てきておりません。また、各事業場では、亜鉛の削減対策に取り組まれておきまして、表4にまとめておりますように、年々、亜鉛の最大排水濃度、平均排水濃度が低下するなど、その効果があらわれてきておりま

す。しかしながら、依然として一般排水基準の2 mg/Lを超過している事例が確認されています。

ということで、亜鉛の排水基準に係る経過措置についての答申内容でございますが、5の囲みの部分をご覧ください。このような状況を踏まえまして、経過措置についての答申をいたしました。暫定排水基準が適用される事業場において、工程中のめっき液の代替薬品への切替え、使用濃度の低減及びくみ出し量の低減、排水処理施設のさらなる維持管理の徹底などによりまして、現行の経過措置の適用当初と比べると、一般排水基準の達成率は向上してきています。しかしながら、電気めっき業に属する事業場の中には、代替品導入が困難といった亜鉛を主に扱うことによる特殊性に加え、めっき専業の場合が多く、ほかの工程からの排水がないために、どうしても排水の原水中の亜鉛濃度が高くなるということ、それから、めっき液に含まれるアンモニアなどにより、亜鉛の錯体が形成されやすく、これが亜鉛の排水処理を困難にしているという事情、さらに、排水処理流入水のpH変動が大きく、排水処理のプロセスにおけるpHの適切な管理が難しいという特殊事情などがございます。そういった排水処理の困難性から、直ちに全ての事業場が一般排水基準を継続的に遵守することが困難な状況であるといった状況を踏まえまして、引き続き暫定排水基準を適用することが適当であって、暫定排水基準値も府内事業場の排水実態と、法の5 mg/L以下という暫定排水基準値を勘案いたしまして、現在の5 mg/Lを継続することが適当であると判断いたしました。

また、暫定排水基準の適用期間でございますが、平成30年4月1日から5年間とすることが適当と判断をいたしました。

なお、この経過措置の答申を取りまとめるに当たりまして、府民意見の募集を行いました。その結果、暫定排水基準を延長していただきたいという意見が1件ございまして、これは今回の答申の検討結果とも合致するものでございました。

ということで、府はこの答申を受けまして、上乘せ条例を改正いたしまして、平成30年3月にそれが施行され、引き続き5年間、亜鉛の排水基準に係る経過措置を適用しているという状況になっています。

説明は以上です。

石井会長 ありがとうございました。

それでは、ご意見、ご質問等あればお願いいたします。いかがでしょうか。
特にないようですね。

そうしましたら、岸本委員、どうもありがとうございました。

続きまして、報告事項の4でございます。基金活用事業等の審査結果等についてということで、これは増田委員からお願いいたします。よろしく申し上げます。

増田委員 それでは、報告をさせていただきます。資料5をご覧ください
と思います。

当部会では審議、審査に関しまして、大阪府環境審議会条例及び環境みどり活動促進部会運営要領の規定に基づきまして、本部会の決議は大阪府環境審議会の決議としております。

平成29年度に開催いたしました第1回から第4回までは、前回の審議会で報告しておりますので、今回は平成29年12月7日以降に開催しました第5回についてご報告をさせていただきたいと思っております。平成29年度の第5回部会では、実感できるみどりづくり事業、みどりづくり活動助成事業及びおおさか優良緑化賞の審査を行いました。また、平成30年6月1日に開催いたしました、平成30年度第1回部会では、環境保全活動補助金事業の審査を行っております。

それぞれの部会での概要についてご報告をいたします。まずはじめに、実感できるみどりづくり事業の審査結果について、報告をさせていただきます。実感できるみどりづくり事業は、大阪府みどりの基金を活用し、市街地中心部や駅前等の多くの府民や来阪者の目に触れる場所で、府民が憩える緑陰空間等を整備するとともに、街区単位での緑化促進を呼びかける民間事業者を実感・みどり事業者として認定し、その認定事業者に対して、緑化施設の整備、地域の緑化プランの策定などに補助する事業でございます。申請のございました1件、そこにごございますように、OS株式会社でございますけれども、審査した結果、補助することが適当と認めました。

続きまして3でございます。みどりづくり活動助成事業の審査結果についてご報告いたします。本事業は、大阪府みどり基金を活用し、地域住民等の協働

による樹木の植栽や園庭の芝生化などの緑化事業に補助する事業でございます。申請が1件ございまして、そこに記載の摂津峡もりもり緑の会からの申請を審査した結果、補助することが適当と認めました。

続きまして、4番目でございます。おおさか優良緑化賞の審査結果についてご報告をいたします。おおさか優良緑化賞は、大阪府自然環境保全条例等に基づいてなされた建築物の敷地緑化のうち、都市環境の改善に貢献する緑化や、建築物敷地内の魅力向上に資する緑化、新たな緑化手法のモデルとなる緑化など、優れた取組みに対して顕彰する制度でございます。応募がございました11件について審査をいたしました結果、記載のコイズミ緑橋ビル、村田マンションアーティストコート、この2件を大阪府知事賞といたしました。

その次の3ページを見ていただきますと、ウエリス豊中桃山台から、大阪商業大学の計6件を奨励賞といたしました。さらに、生物多様性賞に関しましては、知事賞となりましたコイズミ緑橋ビルを重賞するというところでございます。

最後ですけれども、環境保全活動補助金事業の審査結果について、最後のページ、5番目について見ていただければと思います。この事業は、環境保全基金を活用し、豊かな環境の保全や創造に資する民間団体の自主的な活動を支援するため、必要な経費の一部を補助するものでございます。そこでございますように、本事業は、申請のございました7件について審査した結果、記載の特定非営利法人自然環境会議八尾から、最後の特定非営利法人大阪環境カウンセラー協会の7件に助成をすることを適当と認めました。

少し長くなりましたけれども、以上でございます。

石井会長 ご報告ありがとうございました。

ただいまのご報告ですけれども、ご意見、ご質問等あったらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。特にないでしょうか。

そうしましたら、増田委員、どうもありがとうございました。

それでは、最後の報告事項でございます。5番目で、循環型社会形成推進条例に基づくリサイクル製品の認定ということで、貫上委員からお願いいたします。よろしく申し上げます。

貫上委員 それでは、報告させていただきます。資料6をご覧ください。リサイクル製品の認定につきまして、昨年度の第2回の部会で審議いたしました結

果について報告します。資料6と、それからもう1つ、なにわエコ商品というパンフレットがございますので、そちら、両方ご覧いただけたらと思います。

まず、資料6の1ページ目をご覧いただきたいと思いますが、本年2月5日に、知事から諮問がございましたリサイクル製品の認定につきまして、同日に開催いたしましたリサイクル製品認定部会で審議いたしまして、大阪府環境審議条例及び部会運営要領の規定に基づきまして、部会の決議を審議会の決議としまして、同日付で審議会の会長名で知事に答申いたしましたので、同要領の規定により、報告いたしたいと思います。

資料6の次のページをご覧いただきたいと思いますが、2ページ目の上の方に表がございます。昨年度、平成29年の第2回の部会の概要をまとめております。募集期間は、今年の10月23日から11月24日までの約1カ月でございます。申請製品は、その中に製品概要がございますように、廃パレットや建設足場の廃木材などを使用した木製品や繊維やカーペット系の製造工程で出た廃材を利用した工業用の繊維製品など、合計105製品でございました。

申請製品につきまして、循環資源の配合率やJISの規格等の各種の規格への適合状況を確認いたしまして、今年の2月5日に開催しました部会で審議いたしました。その結果、申請がございました105製品の全てについて認定することが適当と認めまして、同日付で答申を行いまして、大阪府がこれを踏まえて全ての製品について、3月1日付で認定したという状況でございます。

その2ページ目の下の方に表がございます。参考1、2、3とあって、参考3という表があるかと思いますが、認定製品数の過去5年間の推移でございます。この中で、前からご説明しておりますように、繰り返しリサイクルされる製品として、平成27年度から認定しておりますなにわエコ良品ネクストという、下の表の中にありますが、その表を含めまして、現在平成29年度で274製品となっております。その274という数字の下に括弧書きで231という数字がございますが、これにつきましては、実は、平成31年2月末で、認定対象から除外されることになっているのが、コンクリートの塊、いわゆる廃コンクリート等を原材料とします再生舗装材、道路の舗装材料に使う、骨材に使うという、そういう利用でございますが、これが来年2月で認定対象から除外ということになっております。除いた件数が括弧外の数字でございまして、

231となっております。これも過去5年間を見てもらうと、トータルの数はほぼ一緒ですが、括弧内のコンクリートの塊を除きますと、増加傾向になっているということでございます。

この除外した再生舗装材というものは、建設工事によって発生するコンクリートの塊、いろんな建物を壊したり、いろんな構造物を壊したりするときに出てくるものを使って、原材料として再度、道路の舗装材に使うということもございますけども、建設リサイクル法で、工事受注者に対して再資源化が既に義務付けられているということもございます。日本国内全体にしましても、97%ぐらいのリサイクル率が出ているという、そういう状況でございます。そういうことも鑑みまして、一般的に道路工事でも利用されるということもありまして、本制度の認定から除外するというようにしております。

それから、次の3ページ目以降でございますけども、別添の表という横長の表でございますが、認定することが適当であるとした製品の名称や申請者の一覧を示しておりますので、ご覧いただけたらと思います。

続きまして、カラー刷りリーフレットがございますが、そちらの方をご覧いただけたらと思います。中身、めくっていただいて、広げていただいた左の面、左側のページに、昨年度、新たに認定した製品の1つの例示という形で写真をお示ししております。一部につきましては、この会場の受付の横で展示しておりますので、委員の皆様方もお帰りの際にご覧いただけたらと思います。

それと、見開きの右のページでございますけども、制度の拡充について、少し記載されております。上から1つ目のポツの、認定対象品目の拡大（平成30年度）をご覧いただけたらと思いますけども、これまで府内で発生した廃棄物を原材料として、国内で製造される製品のみを対象にしておりましたが、今後、循環型社会の構築に向けて、府内のリサイクル事業者を育成するという意味で、大阪府外で発生した循環資源も原材料として使って、かつそれでリサイクル製品を出されているという製品も対象にするということで、追加しております。

本分会からの報告は以上でございます。

石井会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご報告ですけれども、ご意見、ご質問等あれば、お受

けいたします。いかがでしょうか。特にないでしょうか。

それでは、貫上委員、どうもありがとうございました。

ここまでで報告事項は終わりですけれども、その他、事務局からは特にないでしょうか。委員の皆さん、その他なにかございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

では、特にないようでしたら、本日予定されておりました議事については、全て終了いたしました。皆さん、長時間にわたり、議事進行にご協力いただき、どうもありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

司会（長浜主査） ありがとうございました。本日予定しておりましたものは以上でございます。なお、お名前を記載いただいております出席確認票はお席の上に置いたままお帰りいただきますよう、お願いいたします。

これで、本日の審議会を終了させていただきます。長時間どうもありがとうございました。

―― 了 ――